



① 寄付または無償使用承諾申請について

- ・細街路拡幅整備協議届出提出後、土木部管理課用地係で寄付・無償使用承諾の協議、道路境界説明図の提出を行ってください。提出は協議者、申請場所がわかる様に明記した上メールで行ってください。
- ・寄付・無償使用承諾の際に行う分筆等の手続きは、細街路拡幅整備工事申請後に行ってください。（先に分筆をした場合、再度測量・合筆・分筆が必要な場合があります。詳しい手続きは土木部管理課用地係に確認してください）。
- ・工事申請から整備工事を行うまでに寄付・無償使用届出書を提出してください。提出が終わっていない場合は、整備工事が行えませんのでご注意ください。
- ・寄付または無償使用承諾の手続きは、協議者が選任した土地家屋調査士または測量士が行ってください。

【窓口】土木部管理課用地係（防災センター3階3-1番窓口）

TEL : 03-3647-9371 Mail : 470126@city.koto.lg.jp

② 現場協議依頼の連絡

- ・現場協議を希望する10日以上前までに協議者から区ホームページにより行ってください。
 - ※1 現場協議日はご希望に沿えない場合があります。何日か希望日を準備してください。
 - ※2 現場協議は12月頃終了となります（早まる可能性もありますので、状況については電話や区ホームページにて確認してください）。
- 以降の現場協議は翌年度4月以降（予定）となります。

③ 現場協議

- ・現場協議には原則協議者が立会ってください。協議者以外の方が立会う場合は委任状をご提出いただき、現場協議の内容を協議者及び工事関係者に責任をもって周知してください。なお、寄付または無償使用承諾手続きを行った土地家屋調査士または測量士も同席してください。
- ・現場協議までに前面道路に「中心点」、「現況敷地境界点」及び道路中心線から2mの後退線上に「後退点」をペンキ・木杭等の仮点で良いので図面通りにポイントで明示してください。明示が無い場合、再協議となります。なお出したポイントは、拡幅整備工事に必要となりますので、拡幅整備工事着手までに消失した場合、復元が必要です。

④ 細街路拡幅整備工事申請書（関係権利者承諾の確認等）の提出

- ・現場協議において定められた工事範囲の土地関係権利者に対して、拡幅整備の承諾（工事時期、工事内容についての説明、工事後の境界標等の権利についての考え方の同意等）を得てください。
- ・後退用地内の障害物の撤去が完了していることが前提です。万が一拡幅工事の障害物が発生した場合には、申請者の責任において、適切に是正を行ってください。
- ・工事申請書の提出順に工事の順番を確定します。現場協議後はなるべく速やかに工事申請書を提出してください。
- ・協議届出書の内容が工事申請書提出時点で異なる場合、協議変更届出書を提出してください。

④ 移設等助成金申請

- ・細街路拡幅整備工事申請後に、後退用地の寄付又は無償使用承諾の手続きに要した経費（測量、分筆等）の一部を助成しています。詳しくは安全都市づくり課にお問い合わせください。
- ・拡幅工事实施年度内に提出してください。

工程・工事等に関する注意点

1. 後退用地内に障害物がある場合
 - ・ 拡幅整備工事に先立ち、障害物の撤去または移設をお願いします。
 - ・ 旧建物の地中基礎や新建物の建築に使用したシート・パイル等の仮設物も撤去が必要です。
 - ・ 既存建築物（表示登記から5年以上経過したもの）の拡幅整備申請に限り、障害物の撤去または移設に要した経費の一部を助成していますので、詳しくは安全都市づくり課にお問い合わせください。
2. 引き込み配管等の深さについて
 - ・ 引き込み配管等は、L形側溝の基礎より深さを確保した状態（GL-80cm以上）で後退用地内を引き込み、管の立上がりも浅い位置にないようにしてください。また、事前に配管等を撤去した場合、撤去位置が後退用地内の GL-80cm未滿の範囲で行われていないか確認してください。
 - ・ ※拡幅整備工事中に引き込み配管等が GL-80cm未滿にあることが判明した場合は、工事を一時中断し、申請者にて是正工事を行っていただきます。是正工事完了後に拡幅整備工事の日程調整を行いますので、予定していた工期から大幅に遅れる可能性があります。
 - ・ ※GL-80cm以上の深さであっても、道路に編入する予定地への建物基礎部分等の越境が認められた場合、細街路拡幅整備事業の工事対象外になりますので事前に撤去するようにしてください。
3. 外構工事の先行について
 - ・ 外構工事着手前に細街路拡幅工事を行うことが望ましいですが、やむを得ず外構工事が先になる場合は、後退線より 2~5cm程度のクリアランスを取るようにし、拡幅整備工事後、申請者側でクリアランス部分を仕上げるようにしてください。
 - ・ 細街路拡幅整備事業では、事前のL形側溝の高さ出し等を行いません。また、外構工事を先に行う場合は、万が一高低差が生じても区は補修を行いませんので、段差解消等の補修は予め申請者の工事として予定してください。
 - ・ 工事にあたって高低差等に関する内容を含めた整備工事申請書を提出していただきます。
4. 自費工事施工承認申請書（切下げ工事）について
 - ・ 細街路拡幅整備工事を行う範囲で切下げ工事を行いたい場合、現場協議前に土木部道路課道路占用係で自費工事申請に伴う協議が必要になります。現場協議は、自費工事施工承認申請の協議内容を踏まえた上で切下げ範囲の確認を行いますので、申請内容がわかる図面等の準備を事前にお願いします。
【窓口】土木部道路課道路占用係（防災センター3階4番窓口 03-3647-9689）
5. 境界杭について
 - ・ 細街路拡幅工事前に本杭等を入れた場合、工事で消失する可能性があります。
消失した場合、本事業での復元は行いません。
6. その他注意事項
 - ・ 細街路拡幅整備工事を行うことによって急勾配になる、交通上支障が出るような段差になる等安全に道路が利用できなくなる可能性がある場合、細街路拡幅整備工事ができないことがあります。
 - ・ 細街路拡幅整備は区の予算執行状況および現場立会い日程調整の都合により、施工希望時期に整備できない可能性があります。
 - ・ その他法令等必要な届け出については建築主の責任において行ってください。
 - ・ 上記以外についても、ホームページやリーフレット等でも注意事項について記載されていますので、現場協議前に確認をお願いします。
 - ・ 上記以外についても、現地の状況によっては事前に関係権利者に対し申請者の責任において日程等の調整・確認をいただかないと細街路拡幅整備工事ができない可能性があります。

私は上記に関して理解し、申請者及び工事関係者に周知します。

令和 年 月 日

（署名）

【細街路拡幅整備事業の問い合わせ先】 都市整備部 安全都市づくり課 不燃化推進係 庁舎5階22番窓口
〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 TEL : 03-3647-9491 E-mail: hunenka@city.koto.lg.jp